

千葉県水道局決裁規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県水道局規程第1号

千葉県水道局決裁規程等の一部を改正する規程

(千葉県水道局決裁規程の一部を改正)

第1条 千葉県水道局決裁規程(昭和50年水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表2中(23)と(24)の項を削り、(25)の項から(35)の項までを2号ずつ繰り上げ、

「  
|(36)不能欠損処分 |○ | | | を  
」

「  
|(34)不納欠損処分 |○ | | | に  
」

改め、(37)の項から(43)の項までを2号ずつ繰り上げる。

別表4中

「  
|(21)未普及地区に係る廃水  
管布設申請等の承認 |○ | | | を  
」

「  
|(21)未普及地区に係る配水  
管布設申請等の承認 |○ | | | に  
」

改める。

(千葉県水道局会計規程の一部を改正)

第2条 千葉県水道局会計規程(昭和50年水道局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「領収印」を「領収書」に改め、「請求書に捺印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りではない。」を「債権者の署名又は記名押印のあるものでなければならない。」に改める。

(千葉県水道給水条例施行規程の一部を改正)

第3条 千葉県水道給水条例施行規程(昭和50年水道局規程第1号)

の一部を次のように改正する。

様式第1号から第9号までを次のとおり改める。

様式第1号

# 代理人選定届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所  
ふりがな  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第4条第1項の規定により、代理人を選出したので、次のとおりお届けします。

水栓番号	第 号	道順番号		種類	専用 給水装置 共用
場所	千葉市 区 町 丁目 番地				
代理人	住所				
	ふりがな 氏名				

# 管 理 人 選 定 届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所  
ふ り が な  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第5条第1項の規定により、管理人を選定したので、次のとおりお届けします。

水 栓 番 号	第 号	道順番号	種 類	専用 給水装置 共用
場 所	千葉市 区 町 丁目 番地			
管 理 人	住 所			
	ふ り が な 氏 名			

給水装置新設（増設・改造・撤去）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所  
 届出者 氏名又は名称 (※)  
 連絡先電話番号  
 連絡先電子メールアドレス  
 @

千葉市水道給水条例第7条の規定により、給水装置の新設（増設・改造・撤去）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工事場所	千葉市 区 町 丁目 番地		
給水装置の種類	専用給水装置	共同給水装置	私設消火栓
指定工事給水装置名	指定番号 第 号 (※)	給水主任技術者名 装置工事	免状番号 第 号 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

添付書類	名称	備考	廃止前	有 ・ 無			
				水栓番号	第 号	口 径	mm
				第 号			mm
				第 号			mm
				第 号			mm
				第 号			mm

納入通知書送付先	郵便番号 住所 氏名又は名称	連絡先電話番号
----------	----------------------	---------

※申請上の注意事項

この工事に関して、既設給水装置、土地又は建築物等に係る利害関係人がある時は、その同意を得てから申請して下さい。

後日、利害関係人その他の者から異議が生じても、当局はその責任を負いません。

様式第4号

# 給水装置工事中止届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所  
ふりがな  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例施行規程第6条の規定により、給水装置工事を中止したので、次のとおりお届けします。

工事場所	千葉市 区 町 丁目 番地
給水装置の種類	専用給水装置 共用給水装置 私設消火栓
指定給水装置 工事事業者名	指定番号 第 号
中止理由	

様式第5号

## 工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所  
ふ り が な  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第8条第2項の規定により、給水装置工事の工事検査を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所	千葉市 区 町 丁目 番地
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 名	名 称 連絡先電話番号
担当給水装置工事 主任技術者氏名	
備 考	

# 給水装置確認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所  
ふりがな  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第9条第2項の規定による給水装置の確認を受けたいので次のとおり申請します。

工事場所	千葉市	区	町	丁目	番地
給水装置の種類	専用給水装置	共用給水装置	私設消火栓		
給水管の口径 及び個数					

納入通知書送付先	郵便番号 住所 氏名又は名称	電話番号	
----------	----------------------	------	--



# 修繕依頼書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所  
 届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号  
 連絡先電子メールアドレス  
 @

千葉市水道給水条例第15条第1項の3の規定により、次のとおり修繕工事を依頼します。

工事場所		区 町 丁目 番地		水栓番号	第 号
依頼内容	破損	水栓・量水器区内・立上り・給水管・その他 ( )			内容
	異状	漏水・水質・水圧・凍結・量水器・その他 ( )			
受付		第 号		年 月 日 時 分	
		電話・窓口・出先・郵便		扱 者	
施行区分		水道局・指定給水装置工事事業者・その他 ( )			
指定給水装置工事事業者委託		月 日 時 分		連絡者	
		事業者名		受付者	
完了確認		月 日 時 分		確認者	
局 施行	施行月日	予定	月 日 午前・午後		実施
	施行内容				
備考					

# 給 水 申 込 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所  
 届出者 ふりがな 氏名又は名称 (\*)  
 (\*) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号  
 連絡先電子メールアドレス  
 @

千葉市水道給水条例第20条の規定により、給水を受けたいので次のとおり申し込みいたします。

※ 水 栓 番 号	第 号	※ 道 順 番 号		※ 開 栓	月 日
※ 種 類	専用 給水装置・私設消火栓 共用	口 径	型 式	番 号	指 針 検 定 限 期
場 所	千葉市 区 町 丁目 番地				
所 有 者	住 所				
	氏 名				
申 込 者 氏 名	業 態	用 途	世帯数 戸 数	給水開始予定 年 月 日	申 込 の 理 由
			戸	年 月 日 時から	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

様式第9号

## 給水装置使用開始（中止・廃止）届

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所  
ふ り が な  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第24条第1項第1号の規定により、次のとおり給水装置使用開始（中止・廃止）をしたいと思いますのでお届けします。

場 所	千葉市 区 町 丁目 番地	道 順 番 号	
種 類	専用給水装置 ・ 共用給水装置 ・ 私設消火栓	通知書番号	
開始・中止・廃止日時	月 日 時 分	水 栓 番 号	
所在地（案内図）			

様式第11号から第12号までを次のとおり改める。

## 使用者（所有者・代理人・管理人）変更届

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所  
ふりがな  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第24条第2項第1号又は第2号の規定により、次のとおり使用者（所有者・代理人・管理人）を変更したのでお届けします。

場 所	千葉市 区 町 丁目 番地	道 順 番 号	
	種 類	通 知 書 番 号	
	専用給水装置                      共用給水装置	水 栓 番 号	
旧 使 用 者 所有者 代理人 管理人	住 所		
	氏 名		
新 使 用 者 所有者 代理人 管理人	住 所		
	ふりがな 氏 名		
	電 話		

## 所有者・代理人・管理人住所（氏名）変更届

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所  
ふ り が な  
届出者 氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第24条第2項第3号の規定により、次のとおり住所（氏名）を変更したので、お届けします。

場 所		千葉市 区 町 丁目 番地		
種 類 及 び 水 栓 番 号		専用給水装置 共用給水装置	第 号	道順番号
旧	住 所			
	氏 名			
新	住 所			
	氏 名			

様式第14号を次のとおり改める。

様式第14号

## 給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所  
ふりがな  
氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第26条第1項の規定により、次のとおり給水装置（水質）の検査を請求します。

場 所	千葉市 区 町 丁目 番地
種 類	専用給水装置 共用給水装置 私設消火栓
所有者	住 所
使用者	氏 名
請求の理由	



様式第18号から第19号までを次のとおり改める。

# 料金等減免申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

申請者 <sup>ふりがな</sup>氏名又は名称 (※)  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号 ( )

連絡先メールアドレス

@

千葉市水道給水条例第 39 条の規定により、料金（納付金、手数料）を減免されたく、次のとおり申請します。

減免理由（納付金、手数料）

使用者番号	「		」	口径	「φ		」	m/m
水道使用場所	「千葉市		区					」

漏水による減免は、下記に記入して下さい。(料金)

使用者番号	「		」
口 径	「 φ		m/m 」
水道使用場所	「千葉市		区
修理日	「	年	月
修理指針	「		m <sup>3</sup> 」
漏水理由	修理前と修理後の写真を添付して、具体的に記入して下さい。		
* 写真がない場合は、漏水部分の詳細図を別途添付して下さい。			
<b>振 込 先</b>			
(金融機関名)	_____銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行		_____支店
(口座番号)	普通	・ 当座	_____
(口座名義人)	_____		
指定給水装置工事事業者 証明欄			
	(社判)		(社印)

## 生活保護世帯等水道料金減免申請書

(あて先) 千葉市長


申請者 住所  
ふりがな  
氏名  
(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号 ( )  
連絡先電子メールアドレス  
@

千葉市水道給水条例第 39 条の規定により、水道料金を減免されたく次のとおり申請します。  
なお、水道料金の減免適用の事由が消滅したときは、直ちにその旨を届け出ます。  
また、水道局が行う免除に関する確認事項に関係機関が回答することに同意します。

使用者番号		最近の上下水道料金納入通知書 兼領収証書等に記載されている番号 をご記入ください。
道順番号		
使用者氏名		
使用場所	千葉市 区	

減免事由に 係る受給(認定) 対象者	氏名	
	生年月日	
減免事由 (該当する番号に○ をしてください。)	1.生活扶助 2.教育扶助 3.住宅扶助 4.医療扶助 5.児童扶養手当 6.特別児童扶養手当 7.身体障害者(1級又は2級) 8.知的障害者 (重度以上) 9.精神障害者(1級) 10.寝たきり老人 11.社会福祉施設	

保健福祉センター 所長等の 資格証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します 令和 年 月 日 
---------------------------	---

- 社会福祉施設については、社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する社会福祉事業を行う施設とします。
- 減免事由が 7～10 に該当するもので、申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税(ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年の所得に係る市県民税とする。)を賦課された者がいる世帯(同居の世帯を含む。)は減免できません。
- 減免事由が 1～4、7～9(非課税世帯に限る)のいずれかに該当する場合は、下水道使用料の減免も併せて対象となります。※下水道使用料減免申請書の提出は必要ありません。
- 添付書類
  - 減免事由の証明となる手帳などの写し又は保健福祉センター所長等の証明(上記確認欄への押印)
  - 減免事由が 6～10 に該当する方
    - 課税調査同意書兼世帯構成届  
減免事由が 6 の場合で、世帯に減免事由 7～9 に該当する方がいない場合や課税世帯の場合、提出は不要です。
    - 世帯全員(同居も含む)の市県民税非課税証明書  
課税調査同意書兼世帯構成届にて同意があった場合、市で課税調査をしますので提出は不要です。  
ただし、市外からの転入等で、申請を行う年の 1 月 1 日(1 月～6 月中旬までに申請する場合は前年の 1 月 1 日)に千葉市に住民登録がない方は、前住所地の市町村長が発行する市県民税非課税証明書が必要です。

(千葉県水道局公印規程の一部を改正)

第4条 千葉県水道局公印規程(昭和50年水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中「例による。」の次に、「この場合において、千葉県公印規則中「総務課長」とあるのは「水道総務課長」と読み替えるものとする。」を加える。

別表第1を次のとおり改める。

一般公印

整理番号	名称	ひな型	寸法ミリメートル	書体	使用範囲	個数	保管者
1	水道局印	1	方20	古印体	水道局名で発する文書	1	水道総務課長
2	水道局長印	2	〃	〃	水道局長名で発する文書	1	〃
3	市長印	3	〃	〃	管理者の権限を行う市長名で発する文書	1	〃
4	市長職務代理人印	4	〃	〃	管理者の権限を行う市長職務代理人名で発する文書	1	〃

専用公印

整理番号	名称	ひな型	寸法ミリメートル	書体	使用範囲	個数	保管者
1	企業出納員印	1	方20	れい書	現金出納用	2	企業出納員
2	領収印	2	直径25	〃	現金出納用	2	〃
3	水道事業事務所専用水道局長印	3	方20	〃	水道事業事務所の分掌事務に関する文書のうち、水道局長名で発するもの	1	水道事業事務所長
4	水道事業事務所専用品長印	4	〃	〃	水道事業事務所の分掌事務に関する文書のうち、管理者の権限を行う市長名で発するもの	1	〃

## 附 則

- 1 この規程は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 第3条の規程の施行の際現にこの規程による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。